（点検の基準）

**第六条**　法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げる点検

イ～ハ　（略）

三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、次に掲げる点検

イ　自動車点検基準別表第五の二に定めるすべての点検

ロ　主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第六に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ　無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

四・五　（略）

2　（略）

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

**第八条**　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定点検整備事業の指定の申請）<br>**第五条**　法第二十二条の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　道路運送車両法第七十八条第一項の規定による認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあっては、その内容<br>五～七　（略）<br>2　（略）<br>（指定点検整備事業に係る基準）<br>**第六条**　法第二十二条の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一　法第二十二条の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三条に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。<br>イ～リ　（略）<br>二～六　（略） | （指定点検整備事業の指定の申請）<br>**第五条**　法第二十二条の二第十項の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　道路運送車両法第七十八条第一項の規定による認証を受けた自動車分解整備事業の種類及び認証番号並びに同法第七十八条第二項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあっては、その内容<br>五～七　（略）<br>2　（略）<br>（指定点検整備事業に係る基準）<br>**第六条**　法第二十二条の二第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。<br>一　法第二十二条の二第十一項の点検に付随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業は、他に委託してもよい。<br>イ～リ　（略）<br>二～六　（略） |

（点検の基準）

**第六条**　法第九十四条の五第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　法第四十八第一項第二号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ～ハ　（略）

（新設）

三・四　（略）

2　（略）